

医療法人 柳川滋恵会

柳川やすらぎの里 居宅介護支援事業所 運営規程

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、柳川やすらぎの里 居宅介護支援事業所が、利用者の委託を受けて、利用者に対し「介護保険法令の主旨に従って」居宅サービス計画の作成を支援し、「指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等適切な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の能力や特性を考慮し、又利用者及び扶養者の意向を十分に尊重し、居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。

(事業所の名称等)

第3条 居宅の名称及び所在地等は次の通りとする。

名 称 柳川やすらぎの里 居宅介護支援事業所

指 定 年 月 日 平成11年10月1日

所 在 地 福岡県柳川市西浜武1076の5

電 話 番 号 0944-74-2230 FAX番号0944-74-2312

管 理 者 藤生 貴子

介護保険事業所番号 4072000047

(事業所のサービス提供時間帯)

第4条 サービス提供の営業日及び営業時間は次の通りとする。

平 日 (午前8:30～午後5:30)

土 曜 日 (午前8:30～午後5:30)

営業しない日 (日祭日、12月31日～1月3日 (正月)、8月14日～8月15日 (盆))

(事業所の職員体制及び職務の内容)

第5条 事業所に次の職員をおく

管 理 者 1名 (ケアマネジメント業務の総括、代表)

介護支援専門員 2名 (ケアマネジメント業務の企画調整の実施)

事 務 職 員 1名 (介護支援専門員の補助、事務補助)

(サービス提供の内容)

第6条 サービス提供等の内容は次の通りとする。

(1) 居宅サービスの作成

- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理票の作成
- (4) 介護予防サービスの作成
- (5) その他介護保険制度に関する、ご相談など

(利用料金)

第7条 利用料金については次の通りとする。

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。介護保険制度から全額給付される内容は（別表1）に基づいて支払いを受けるものとする。

但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業所に直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合利用者は1ヶ月につき（別表1）の利用料を支払い、事業所は指定居宅介護支援提供証明書を発行され、この証明書を後日市の窓口提出すると、保険給付分の払戻しが受けられる。

(居宅介護支援の内容)

第8条 事業所は利用者が居宅において、日常生活を営むために必要な居宅介護サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を観察して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に従った、適切なサービスが提供されるようサービス担当者会議等、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。

- (2) 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様なサービス事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力する。
- (3) 居宅介護支援に当たっては、利用の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される。サービスが特定の種類又は、特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行う。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮する。
- (5) 事業所は居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者について決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成し、保管し、利用者に対して継続的に情報提供説明等を行う。
- (7) 事業所は利用者が要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変更に伴う区分変更の

申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。また事業者は利用者が希望する場合は、利用者に代わって、要介護認定等の申請を行う。

(8) 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、福岡県国民健康保険団体連合会に提出する。

(9) 医療との連携について

1. 利用者が病院や診療所へ入院された際、担当居宅介護士支援専門員の氏名や連絡先についてその医療機関へ伝えてもらうように予め依頼しておく。
2. 居宅介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けたときや必要があるときは、利用者の同意を得てケアマネジャーが必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治の医師又は歯科医師もしくは薬剤師に提供する。
3. 居宅介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求める。その意見を踏まえて居宅サービス計画を作成した際には、居宅介護支援専門員は、その居宅介護サービス計画を医師等に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、柳川市、大川市、大木町とする。

(事故発生時の対応及び防止)

第10条 居宅介護支援の提供時に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに御家族及び市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 事業者は、事故が生じた際は、その原因を解明し、再発生を防ぐため、検討会を行い、対策を講じるものとする。

(秘密保持等)

第11条 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

(個人情報利用についての同意)

第12条 事業所は、サービスを実施する際に必要となる利用者の個人情報について、サービス担当者会議や居宅サービス事業者などに個人情報を提供又は用いる場合には、利用者若しくはその家族に対し書面での同意を求め承諾をえるものとする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家

族に説明するものとする。

(虐待の防止)

第14条 事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定。
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (5) 当事業所従業者または居宅サービス事業者、及び介護者（現に介護をしている家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する責任者 管理者：藤生 貴子

(身体拘束の廃止)

第15条 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は理由及び心身の状況、身体拘束の様態等を記録に残すものとする。

(サービス利用にあたっての禁止事項について)

第16条 利用者及びその家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合がある。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を、年に2回以上実施するものとする。

附則

この規程は令和6年4月1日から施行する

この規程は令和7年4月1日から施行する

別表 1

	居宅介護支援費 (I) 45件未満	居宅介護支援費 (II) 45件以上60件未満	居宅介護支援費 (III) 60件以上
要介護1・2	10,860円/月	5,440円/月	3,260円/月
要介護3・4・5	14,110円/月	7,040円/月 (45件以上60件未満の部分のみ適用)	4,220円/月 (60件以上の部分のみ適用)